

「G20諸国の貿易措置に関するWTO報告書（第15版）」
（概要）

平成28年7月13日
経済局国際貿易課

6月21日、世界貿易機関（WTO）は、「G20諸国の貿易措置に関する報告書（第15版）」（注）を公表したところ、ポイントは次のとおり。

- 対象期間にG20諸国が新規に導入した貿易制限措置は145件であり、前回調査時よりも増加傾向にある。今次調査期間における新規貿易制限措置は月平均21件であり、2009年の本制度導入以降最も多い結果となった。
- 2008年以降G20諸国が導入した貿易制限措置（貿易救済措置を含む）の累計は1,583件。2016年5月中旬までに387件の措置が撤廃されたものの、依然として1,196件が残っており、G20首脳によるロールバック（導入した貿易制限措置の撤廃）の約束は守られていない。
- 貿易自由化措置は100件導入され、前回調査時よりも増加傾向にあるが、2010年以降の平均件数よりも低い結果となった。
- 不安定なグローバル金融市場及び物価と為替レートの急激な変動を背景に、先進国と途上国への異なる影響を背景に、2015年の世界貿易は引き続き不安定。
- 世界貿易の成長率（WTOが2016年4月7日発表）は、2015年と変わらず2.8%（2014年の3.3%より▲0.5%）に留まっている。
- G20諸国は更なる多角的貿易自由化の促進、貿易制限措置抑止のため、引き続きリーダーシップを発揮すべき。

（注）「G20諸国の貿易措置に関する報告書」

- （1）2008年の世界金融危機以降に導入された貿易制限措置を監視するため、2009年以降、約半年ごとにWTOが作成している。今回の報告書は、2015年10月中旬から2016年5月中旬までの約7か月間に導入された措置を対象とする。
- （2）本報告書が対象とする措置は、G20各国の通報に基づきWTO事務局が選択したものであり、措置がWTO協定と整合的であるか否かは問われていない。

（了）